

海底資源掘削船のガス検知警報装置の設置場所に関する事項

改正規則

鋼船規則 P 編

(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

海底資源掘削船に関する各種設備について、本会では鋼船規則 P 編に関連要件を規定している。また、IACS においても、海底資源掘削船における消火設備に関する要件を IACS 統一規則 D11 に規定しており、本会も既に当該統一規則を鋼船規則 P 編に取入れている。

当該統一規則にて要求している固定式ガス検知警報装置の設置場所について、「その他類似の開口」等、一部不明確な表現があったことから、IACS では内容の見直しを行い、IACS 統一規則 D11(Rev.4)として採択した。

今般、IACS 統一規則 D11(Rev.4)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

海底資源掘削船に要求される固定式ガス検知警報装置について、設置場所を明確化する。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

P 編 海洋構造物等

15 章 消火設備

15.2 海底資源掘削船

15.2.11 ガス検知警報装置

-1.を次のように改める。

-1. 可燃性ガス検知警報装置

- (1) 可燃性ガスの蓄積が予想されるすべての閉囲された場所を連続して監視するために、本会が適当と認める固定式ガス自動検知警報装置を設けなければならない。少なくとも次の(a)から(g)の場所には、固定式ガス自動検知警報装置を設けなければならない。
 - (a) セラーデッキ
 - (b) 掘削用甲板
 - (c) 内部の圧力を陽圧とすることで爆発を防止する構造とした掘削機器操作室の通風装置の吸気口
 - (~~ed~~) マッドピット
 - (~~ee~~) シェールシェーカーの設置される場所
 - (~~ef~~) 掘削泥水循環システムのベルニップルからマッドピットまでの間の装置で開口を有するものが設置される閉囲区画
 - (~~f~~) ~~危険場所に接する閉囲された機関区域の通風装置の吸気口並びに内燃機関及びボイラが収容される閉囲された機関区域の通風装置の吸気口~~
 - (g) 居住区域の通風装置の吸気口及びその他の類似の開口
 - (h) 危険場所に隣接し、内燃機関、ボイラ又は非防爆の電気機器が収容される閉囲された機関区域の通風装置の吸気口
 - (i) 内燃機関、ボイラ、コンプレッサー又はタービンを含む全ての燃焼機関及び機械類の吸気口であって、閉囲された機関区域の外部に設置されるもの
 - (j) 居住区域へ通じる出入口の扉
 - (k) 開口部に自動閉鎖型でガス密の閉鎖装置が備え付けられているかどうかに関わらず、居住区域の緊急避難口を含むその他の開口付近
- (2) 前(1)の規定に関わらず、次の(a)から(c)の場所には、固定式ガス自動検知警報装置を設けなくても差し支えない。
 - (a) 2つの扉の間にガス検知警報装置が設置されたエアロックを構成する扉であって、居住区域に通じる扉の近傍
 - (b) 緊急時以外の使用を防止するための機構を設けている非常口の扉近傍（例：セキュリティシール等、緊急時以外の開放を抑止しつつも、実際の緊急時には簡単に破ることができるものが施された扉近傍）

- (c) 容易には開けることのできない閉鎖装置を備えている開口部近傍（例：ボルトによって閉鎖されている点検のための通路の出入り口近傍）
- (23) 固定式ガス自動検知警報装置の仕様は、次の(a)から(c)によらなければならない。
- (a) ガス検知器は、掘削用甲板及び主制御場所に配置される表示盤を備える可視可聴警報装置に接続されること
 - (b) 可視可聴警報装置は、蓄積したガスの濃度及び場所を可視及び可聴の方法により主制御場所に明確に示すことができること。
 - (c) 可燃性ガスの濃度が当該ガスの爆発下限界の 25 %を超える前及び 60 %となった際に可視可聴の警報を発すること
- (24) 持運び式可燃性ガス検知器を少なくとも 2 つ船上に備えなければならない。